

## 愛媛県地域交通活性化推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 交通を取り巻く環境が変化し、県内の公共交通の存続が危ぶまれる状況にあるなか、行政、交通事業者、住民その他の地域の交通関係者が連携・協力して県民の暮らしに欠かせない地域の公共交通を維持・確保することなどにより、地域交通の活性化を推進するため、愛媛県地域交通活性化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、協議し、及び処理する。

- (1) 地域公共交通の維持・確保、活性化に関すること。
- (2) 地域公共交通活性化のための指針に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する計画をいう。）の策定及び事業の評価（同要綱第3条第5項に規定する評価をいう。）に関すること。
- (4) 生活交通改善事業計画（鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日国鉄施第106号）第32条第1項第1号に規定する計画をいう。）の策定に関すること。
- (5) 生活バス路線の休廃止及びその代替交通に関すること。
- (6) その他地域交通の活性化に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員21人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者団体等の代表者
- (3) 地域づくり関係団体の代表者
- (4) 労働者の代表者
- (5) 公共交通機関利用者の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) その他知事が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、その意見を求めることができる。
- 5 推進会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき設置する地域協議会を兼ねるものとする

（地区協議会）

第7条 地域の実情に応じて生活交通の確保に関する事項を協議するため、各地方局に地域交通活性化地区協議会を設置する。

- 2 第2条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する事項については、地区協議会の結果をもって、推進会議での協議の結果とすることができる。
- 3 地区協議会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

（秘密の保持）

第8条 推進会議及び各部会の関係者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 推進会議の庶務は、企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室において処理する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月19日から施行する。
- 2 改正後の最初の部会委員の任期については、第7条第4項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成25年6月23日までとする。
- 3 愛媛県生活交通確保対策地域協議会設置要綱（平成13年3月13日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。